

建築士事務所の管理等のポイント



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

(令和3年9月改定)

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

建築士法とは・・・

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的としており、建築士並びに報酬を得て設計、工事監理等を業とする建築士事務所の責任について、規定しています。

1. 建築士事務所の管理（法第 24 条）

建築士事務所の開設者は、法第 24 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下「管理建築士」という。）を置かなければなりません。

なお、管理建築士は、同条第 2 項の規定により、管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければなりません。

（注 1）建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の監督を常に責任をもってなし得る事が必要ですから、原則として他の職業を兼ねたり、同時に 2 つ以上の建築士事務所の管理建築士となることはできません。

（注 2）1 つの建築士事務所の管理を 2 名が分掌して行うことは責任の所在を明確にしがたいので、1 つの建築士事務所の管理建築士は、1 名に限られます。

（注 3）管理建築士の主な業務としては、次のようなものがあります。（法第 24 条第 3 項）

- ①受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定
- ②受託しようとする業務を担当させる建築士その他技術者の選定及び配置
- ③他の建築士事務所との連携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成
- ④建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保

2. 標識の掲示 (法第24条の5、建築士法施行規則第22条)

建築士事務所の開設者は、その事務所の内外のうち公衆の見やすい場所に、次の標識を掲げなければなりません（法令様式）。平成19年6月20日の法改正により、登録の有効期間が追加されました。

※公衆の見やすい場所とは、外部だけでなく業務を依頼する者が自由に入り出しができる場所から見える位置を指します。

建築士事務所の登録名称	
登録	(一級・二級・木造) 建築士事務所 千葉県知事登録第 — — 号
開設者	氏名 (法人の場合は、法人名称及び代表者職氏名)
管理建築士	(一級・二級・木造) 建築士 氏名
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

← 40cm以上

↑ 25cm以上

3. 設計等の業務に関する報告書 (法第23条の6、建築士法施行規則第20条の3)

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、業務の実績の概要等を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に、知事に提出しなければなりません（法令様式）。

提出先は、所管する県の土木事務所、県庁建築指導課又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会となります。

※平成19年6月20日改正法施行後に開始する事業年度に係る業務報告書から適用。書式は、千葉県HPの建築指導課HPからダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/kenchikushi-j/jissekihoukoku.html>

検索キーワード： 検索 

4. 書類を閲覧させる義務 (法第 24 条の 6、建築士法施行規則第 22 条の 2)

建築士事務所の開設者は、実務の実績等に関する書類（記載事項参照）を事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させなければなりません（法令様式）。

<記載事項>

- | | |
|---|--|
| ①当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類 | ⑥建築士事務所に属する建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその登録番号並びにその者が管理建築士である場合にあっては、その旨 |
| ②当該建築士事務所の名称及び所在地 | ⑦所属建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類 |
| ③当該建築士事務所の開設者の氏名（法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名） | ⑧設計等の業務に關し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約等の内容を記載した書類（保険契約の締結その他の措置を講じている場合 |
| ④当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 | |
| ⑤当該建築士事務所の登録番号及び登録の有効期間 | |

<作成及び備え置き>

書類は、事業年度ごとに当該事業年度経過後3月以内に作成し、遅滞なく備え置き、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間、事務所に備え置かなければなりません。

5. 所属建築士等を対象とする定期講習の受講義務 (法第 22 条の 2)

建築士事務所に所属する建築士（管理建築士を含む。）は、法第 22 条の 2 の規定により 3 年度ごとの定期講習の受講が義務付けられています。所属建築士が多数いる場合は、受講計画を作成して未受講を防ぐなど適切に管理してください。

また、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が所属する場合は、それぞれ 3 年ごとに構造設計一級建築士定期講習又は設備設計一級建築士定期講習の受講が義務付けられています。

※(注意)建築士有資格者は、資格の区分を問わない

■定期講習の受講の期限

(受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内)

年度	年度	年度	年度
	1年	2年	3年

講習受講

次回講習受講期間



受講期限

6. 帳簿の備付け及び図書の保存 (法第24条の4、建築士法施行規則第21条)

建築士事務所の開設者は、その業務に関する帳簿及び業務に関する図書を15年間保存しなければなりません。

<帳簿の記載事項>

- ①契約の年月日
- ②契約の相手方の氏名又は名称
- ③業務の種類及びその概要
- ④業務の終了の年月日
- ⑤報酬の額
- ⑥業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名
- ⑦業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所
- ⑧法第24条第4項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要

<業務に関する図書>

- ①配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書等(※)
(※)構造計算書等とは、
 - ・保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
 - ・仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
 - ・壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書
- ②工事監理を終了したときは、工事監理報告書を建築主に提出し、その控えを保存
- ③建築物省エネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の省エネ基準への適合性評価の結果を記載した書面(同条第2項に規定する適合性評価及び説明を要しない旨の意思の表明を記載した書面が提出された場合は、当該書面)

※図書を電子データで保存する場合、アクセス制限やアクセスログの記録、データのバックアップやシステムの維持等、必要な措置を講じてください。

7. 重要事項説明の義務 (法第24条の7、建築士法施行規則第22条の2の2)

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面等(※)を交付して説明をさせなければなりません。(※)書面等…電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものによる提供を含む。以下同じ。

<記載事項>

- ①作成する図書の種類(設計契約の場合)
- ②工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法(工事監理契約の場合)
- ③当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨
- ④報酬の額及び支払の時期
- ⑤契約の解除に関する事項
- ⑥建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- ⑦建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名)
- ⑧設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- ⑨業務に従事することとなる建築士の登録番号
- ⑩業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
- ⑪設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要・受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

※重要事項を説明するときは、当該建築主に対し、建築士免許証等を提示しなければなりません。

※重要事項説明の様式は、法では定められていませんが、建築四団体が様式を作成して公表しています。ホームページ

(<http://www.njr.or.jp/explanation/>) からダウンロードできます。

8. 書面等による契約締結の状況 (法第22条の3の3、同法施行規則第17条の38)

延べ面積が300m²を超える建築物の※新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、契約の締結に際して次の事項を書面等に記載し(書面による場合は署名又は記名押印をして)、相互に交付しなければなりません。

<記載事項>

- | | |
|--|--|
| ①作成する図書の種類(設計契約の場合) | ⑧設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要 |
| ②工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法(工事監理契約の場合) | ⑨業務に従事することとなる建築士の登録番号 |
| ③当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨 | ⑩業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名 |
| ④報酬の額及び支払の時期 | ⑪設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要・受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地 |
| ⑤契約の解除に関する事項 | ⑫設計又は工事監理の実施の期間 |
| ⑥建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 | ⑬設計又は工事監理の種類、内容及びその方法(①～⑫に掲げる事項を除く。) |
| ⑦建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名) | |

※増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなします。

※契約書の様式は、法では定められていませんが、建築四団体が様式を作成して公表しています。ホームページ(<http://www.njr.or.jp/yonkai/>)からダウンロードできます。

9. 委託内容記載書面等の交付義務 (法第24条の8、建築士法施行規則第22条の3)

建築士事務所の開設者は、上記8.の場合を除き、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面等を委託者に交付しなければなりません。

<記載事項>

- | | |
|--|--|
| ①作成する図書の種類(設計契約の場合) | ⑧設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要 |
| ②工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法(工事監理契約の場合) | ⑨業務に従事することとなる建築士の登録番号 |
| ③当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨 | ⑩業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名 |
| ④報酬の額及び支払の時期 | ⑪設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要・受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地 |
| ⑤契約の解除に関する事項 | ⑫設計又は工事監理の実施の期間 |
| ⑥建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 | ⑬設計又は工事監理の種類、内容及びその方法(①～⑫に掲げる事項を除く。) |
| ⑦建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名) | |

※建築士事務所の開設者は、書面を交付する場合は、記名押印又は署名しなければなりません。

10. 業務に必要な表示行為

(1) 設計図書への記名について（法第 20 条第 1 項）

建築士は、設計図書に建築士である旨の表示をして記名をしなければなりません。

(2) 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書について（法第 20 条第 2 項）

構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書（法令様式）を設計の委託者に交付しなければなりません。

(3) 工事監理の結果報告について（法第 20 条第 3 項）

建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書等で建築主に報告しなければなりません（法令様式）。

(4) 建築設備士の意見の表示について（法第 20 条第 5 項）

建築士は、大規模建築物等の建築設備の設計又は工事監理を行う際に建築設備士に意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書にその旨を明らかにしなければなりません。

11. その他留意事項

(1) 無登録業務の禁止について（法第 23 条の 10）

登録を受けないで、報酬を得て、設計等を業として行ってはなりません。

(2) 登録事項の変更の届出について（法第 23 条の 5）

①事務所の名称及び所在地、②登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員の氏名、③管理建築士の氏名等に変更があったときは、2 週間以内に、④建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があったときは、3 月以内に届け出をしなければなりません。

(3) 廃業等の届出について（法第 23 条の 7）

①業務を廃止したとき（開設者）、②開設者が死亡したとき（相続人）、③破産手続開始の決定があったとき（破産管財人）、④法人が合併により解散したとき（役員）、⑤法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき（清算人）は、30 日以内にその旨を届け出なければなりません。

(4) 再委託の制限について（法第 24 条の 3）

建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、建築士事務所の開設者以外の者に設計・工事監理業務を再委託してはなりません。

また、延べ面積が 300 m²を超える建築物の新築に係る設計・工事監理業務を一括して再委託してはなりません。

(5) 非建築士等に対する名義貸しの禁止について（法第21条の2）

建築士は、無資格で設計又は工事監理を行っている者等に対し、自己の名義を利用させてはなりません。

(6) 違反行為の指示等に禁止について（法第21条の3）

建築士は、違反建築物の建築等の法令違反行為について指示、相談等の行為をしてはなりません。

(7) 信用失墜行為の禁止について（法第21条の4）

建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはなりません。

(8) 開設者による名義貸しの禁止について（法第24条の2）

開設者は、事項の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはなりません。

(9) 建築基準法施行規則第六十八号様式について（建築基準法施行規則第11条）

工事現場に掲げる「確認済」の表示（看板）において、設計者及び工事監理者の氏名に併せて建築士事務所の名称及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別等を記載しなければなりません。

建築基準法による確認済	
確 認 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
確 認 済 証 交 付 者	
建 築 主 又 は 築 造 主 氏 名	
設 計 者 氏 名	【記載例】 一級建築士事務所(株)○○設計事務所 一級建築士 建築 太郎
工 事 監 理 者 氏 名	【記載例】 一級建築士事務所(株)○○設計事務所 一級建築士 建築 太郎
工 事 施 工 者 氏 名	
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	
建 築 確 認 に 係 る そ の 他 の 事 項	

25cm
以上

35cm 以上

(10) 建築設備士の意見の聴取について（法第18条第4項）

建築士は、延べ面積2,000m²を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聞くよう努めなければなりません。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りではありません。

(11) 建築士免許証等の提示について（法第 19 条の 2）

設計等の委託者（委託しようとする者を含む。）から請求があったときは、免許証又は免許証明書を提示しなければなりません。

(12) 適切な委託代金について（法第 22 条の 3 の 4）

設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、法第 25 条に規定する報酬の基準（平成 21 年 1 月 7 日国土交通省告示第 15 号）に準拠した委託代金で締結するよう努めなければなりません。

(13) 保険契約の締結について（法第 24 条の 9）

建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければなりません。

(14) 建築士事務所の開設者の状況について（法第 23 条の 4）

開設者が建築士法第 23 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する場合は、建築士事務所登録が拒否されることがあります。

(15) 監督処分について（法第 26 条）

上記の他に、都道府県知事が行う法第 26 条第 1 項又は第 2 項に基づく監督処分の事由（虚偽、不正の事実に基づく登録、破産中、暴力団関係者等、登録取消し中等）に該当する場合は、建築士事務所の登録の取消、一年以内の期間を定めた事務所の閉鎖等の処分がされることがあります。

(登録の拒否)

第23条の4 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者
 - 二 第7条第二号から第四号までのいずれかに該当する者
⇒⇒⇒禁固刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、法の規定に違反して又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける事がなくなった日から5年を経過しない者、免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - 三 建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
 - 四 建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
 - 五 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）
 - 六 心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
 - 八 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - 十 建築士事務所について第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 2** 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。
- 一 第8条第一号又は第二号のいずれかに該当する者
⇒⇒⇒禁固刑以上の刑に処せられた者、この法律に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者
 - 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前号に該当するもの
 - 三 法人でその役員のうちに第一号に該当する者であるもの

定期講習の受講について

一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、**建築士事務所に所属するすべての建築士**は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、**戒告または2ヶ月間の業務停止処分**の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・前回受講した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講してから3年を超えた日以降に、再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

- ・一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年を超えた日以降に所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。

受講期限内に受講しない場合は、

戒告または2ヶ月間の業務停止処分の対象となります。

- ・これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、**建築士事務所に所属しているか否か**に関わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。
- ・受講期限は、構造/設計一級建築士証の交付（新規）又は構造/設計一級建築士定期講習の修了した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算して、3年後の3月31日までが受講期限。

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

《建築士事務所開設者の皆様へ》

定期講習の受講について

- 建築士法の規定により、建築士事務所に所属する建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、戒告または2ヶ月間の業務停止処分の対象となります。
- 管理建築士が処分を受けた場合は、建築士事務所の開設者も処分対象となりますのでご注意ください。

一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、
登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。
受講期限内に受講しない場合は、
戒告または2ヶ月間の業務停止処分の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・前回受講した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講してから3年を超えた日以降に、再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

- ・一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年を超えた日以降に所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、
登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を
3年ごとに受講しなければなりません。
受講期限内に受講しない場合は、
戒告または2ヶ月間の業務停止処分の対象となります。

- ・これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに問わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。
- ・受講期限は、構造/設計一級建築士証の交付（新規）又は構造/設計一級建築士定期講習の修了した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算して、3年後の3月31日までが受講期限。

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

受講期間

受講経験がある方の場合



受講経験がない方の場合



登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(公財)建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.jaeic.or.jp/
(株)日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001-2.com/
(株)総合資格学院法定講習センター	一級、二級	http://www.shikaku-center.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/
(株)ERIアカデミー	一級、二級	http://www.a-eri.co.jp/
(株)確認サービス	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/